

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 5 9 年 3 月世田谷区規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号中「3, 6 6 1, 0 0 0 円」を「3, 7 5 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、令和 8 年 8 月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給の制限について適用し、同月前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。